

原 著

琉球政府立看護学校の琉球大学委託制度の実態 と制度及び修了者の果たした役割を探る

大嶺千枝子¹⁾

背景：琉球政府の行った看護教育の特徴は琉球大学と提携した教育を行ったことである。その1つは1年間の琉球大学委託制度（以下、「琉大委託制度」と省略）である。1954年から1972年までの19年間にわたり継続したが、これまで本制度に関する研究は全く行われていない。

目的：琉大委託制度及び修了者の経歴や役割認識等を通し、沖縄の看護の基盤整備にもたらした制度の意義及び修了者が沖縄の看護の向上に果たした役割を究明する。現在、公文的な関係書類の入手が困難なことから、調査を行うことで指導者等の発言や記述の検証と共に沖縄の看護史の正しい記録資料に資することを目的とする。

研究デザイン：琉大委託修了者121名を対象にアンケート調査を行い、調査結果及び当時の教育関係者の情報を基に、可能な限り客観的に史実としての検証に留意する。

結果：本制度は、沖縄の看護の人材育成を目的として琉球大学規則により、1954年に開始し1972年まで継続して123名が修了、本土復帰を期に廃止された。修了者の経歴から90%以上は看護関係職に従事し、看護教諭の経験者は33%である。修了者の多くは看護行政、教育、臨床で管理的な指導者として重要な役割を果たしている。個別には大学教育を通して幅広く知識を学び、自己実現に役立つと高く評価している。1960年代に入り、厚生省認定の看護教師の確保が進み制度の有効活用に形骸化が生じている。当時、制度の意義を再認識していたならば指導者層の更なる育成に繋がったと考える。琉大委託制度は看護の人材育成により看護の質および社会的地位の向上等、本県の看護の基盤整備に多大な貢献を為し、目的を充分達成したと評価したい。また、沖縄の看護教育史に関する記述の確認や一部修正を行うことが出来た。

キーワード：琉球政府の看護教育の特徴、琉球大学普及部、委託制度の実態、委託修了者の経歴と果たした役割、琉大委託制度の評価

I 緒言

本県の看護教育が戦後数年の手さぐり期を経て本格的に行われるようになったのは、1951年の琉球列島米国民政府布令（布令第35号、看護婦養成学校法、布令第36号、看護婦資格審査委員会・1951年1月19日）によるといえよう。その間、沖縄の本土復帰を目前にして保健師助産婦看護婦法に準拠した公衆衛生看護婦助産婦看護婦法（1968年立法第149号）を経て、1972年の復帰により保健師助産師看護師法に基づく看護教育が行われている。

戦後27年間、特に琉球政府時代の看護教育の特徴は、琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Island・USCAR）の看護指導者の指導のもと、琉球大学と提携して看護教育の基礎が築かれている。琉球政府立看護学校（以下、「看護学校」と省略）は琉球大学と提携することで、看護学校で履修した科目が琉球大学の単位として認定された。また、看護の人材育成を目的として看護関係者を琉球大学に1年間学ばせる、即ち、琉球大学委託制度（以下、「琉大委託制度」と省略）により121名の修了者¹⁾を輩出したと記録され

ている。看護学校が4年制大学と提携した教育は、我が国の看護教育史において特異的、革新的であり多くの関係者から高い評価を受けてきた。復帰後、保健師看護師助産師学校養成所指定規則による教育に移行して30年が経過している。半世紀前、沖縄の看護の基盤整備に向けて、人材育成を目指して始められた琉大委託修了者の多くは定年退職を迎え第一線を退いている。

琉大委託に関する公的文書や記録類の存在は、現在のところ不明であり、今後、関係史料や文書等の発掘がなされる可能性を思慮するが、これまでに本制度に関する調査研究は行われていない。

このことから、アンケート調査を行い琉大委託制度の概要、委託の実態及び修了者の動態、認識等から修了者の果たした役割及び本制度が沖縄の看護にもたらした意義を究明する。併せてこれまで、琉大委託制度に関して当時の指導者達によって語られ記録されたこと及び筆者自身がこれらを引用して沖縄の看護教育を紹介²⁾してきたことから、これらを検証し、併せて沖縄の正しい看護史の記録に資する事を目的とする。

1) 沖縄県立看護大学

II 研究方法

1. 調査対象及び期間

調査対象は琉大委託修了者とされる121人の中で、看護学校の中途退学者、外国在住者、死去等を除く102名とした。調査期間は2002年7月～9月にかけて郵送によるアンケート調査を行った。なお、調査にあたりプライバシー保護の配慮のもとにアンケートは記名とし、後日、内容確認など調査協力を得るために電話番号の提供を依頼した。

2. 調査結果の分析方法

琉大委託に関する情報は看護関係の記念誌に修了総数のみが記録され、その状況は当時の指導者の座談会などにおける発言や断片的な記録の程度である。調査結果の分析に際しては史実として検証することに留意した。従って、記憶による回答の正確性を期すにあたり、質問間で矛盾する回答は当該者に情報を提供し、電話や面談で内容の確認や修正に努めた。質問によっては複数者が共通した回答となるべきものが、異なる回答の場合は記憶違いとして処理すると共に、当時の看護教育関係者³⁾の情報及び看護関係の記念誌を参照に解答内容の検証に務

めた。就業動態については人事異動や転職及び退職等の経歴から、職歴で最も長く勤務した職務を主たる業務として分類した。委託修了者の看護教師としての経験者の把握に関しては、調査に関係なくコザ看護学校⁴⁾及び那覇看護学校閉校記念誌⁵⁾の教員名簿等から情報を得てまとめた。

III 調査結果

1. 看護関係者の琉球大学委託制度について

1) 琉球大学委託に関する規定について

看護学校からの琉大委託制度は、琉球大学学則第14章第38条：聴講生、研究生、委託生、外国人学生の規定(1953年12月26日施行)を受け、表1に示す「委託生及び聴講生に関する規定」(1954年7月1日施行)によるものである⁶⁾。委託入学志願方法は願書、履歴書、身体検査、写真に検定料200円で登録2週間前迄に学長に願出する。更に、委託生は委託官公庁などの委託書を必要としている。志願者の入学の決定は受講科目に適当な学力を有すると認められる者の中から関係学部の教授会の議を経て入学に至っている。入学した者は授業料(8単位までは1単位60円、9単位以上

表1 委託生及び聴講生に関する規則

第1条	学則第14条により委託生及び聴講生の取り扱いについては、この規定の定めるところによる。
第2条	委託生及び聴講生の入学は、学期の始めに限ってこれを許可する。
第3条	削除
第4条	委託又は聴講生として入学を志願する者は、本学の所定の様式による願書、履歴書、身体検査書、写真に検定料200円及び学力測定に必要と思われる資料を添えて、登録2週間前までに学長に願出しなければならない。但し、委託生はこのほかに委託官公庁、学校、研究機関、その他団体等の委託書を添付しなければならない。 2. 委託生として入学を志願した時、並びに本学卒業生、修了者及び中途退学者が聴講生として入学を志願した時は検定料を免除することができる。
第5条	委託又は聴講生は、その受講科目に適当な学力を有すると認められる者の中から関係学部の教授会の議を経て入学させる。
第6条	委託生又は聴講生に対する入学の許可は、当該年限りとし引き続き聴講しようとする者は、改めて願出しなければならない。 2. 前項後段の規定により引き続き聴講しようとする者について検定料は徴収しない。
第7条	委託生又は聴講生として入学を許可された者は、直ちに授業料を納入して学生証の交付を受けなければならない。 2. 授業料の額は、八単位までは、一単位につき60円とし九単位までは正規学生に準じ一学期500円とする。
第8条	委託生及び聴講生に対しては、実験実習費、学生会費、学生会費等正規学生に準じて徴収することができる。
付則	この規定は1954年7月1日から施行する。

大嶺：琉球政府立看護学校の琉球大学委託制度の実態と制度及び修了者の果たした役割を探る

18単位までは1学期500円)を納入して学生証の交付を受けている。

琉大委託の申請手順は、看護学校及び病院が琉球政府厚生局医務課看護係りから推薦依頼を受けて、教務会等が推薦候補者を選び当該者に対して琉大委託に関する意思確認を行い看護行政に報告し、行政側が琉球大学に対して委託申請を行っている⁷⁾。

2) 琉大委託修了状況

委託修了者の動態は表2に示す通りである。調査結果、1954年から1972年の19年間の委託修了者は123名である。第2回目の2名が委託修了時点での進路変更のために看護学校入学を辞退していることから⁸⁾修了者は121名と記録されていると考える。従って、調査対象は琉大委託修了総数123名から看護学校入学辞退2名、中途退学6名、外国在住5名、死亡等8名を除く102名に修正した。調査回収率は84名(82.4%)である。

表2 琉大委託修了者の動態

年度	委託生数	看護学校コザ	看護学校那覇	委託時期卒業後入学前	調査対象	入学辞退	中途退学	外国在住	死亡その他	
1954	2	2		2	2					
1955	7	5		2	5	3	2	1	1	
1956	12	8	4	2	10	10			2	
1957	19	14	5	6	13	16	1		2	
1958	16	13	3	10	6	15			1	
1959	17	12	5	7	10	12	3	2		
1960	17	9	8	5	12	13	2	1	1	
1961	5	2	3	5		5				
1962	3		3	3		2			1	
1963	5	3	2	5		5				
1964	2	2		2		2				
1965	3	2	1	3		3				
1966	2	2		2		2				
1967	2		2	2		2				
1968	1		1	1		1				
1969	4	2	2	4		3		1		
1970	4	2	2	4		4				
1971	1		1	1		1				
1972	1		1	1		1				
19年	123	78	43	67	56	102	2	6	5	8

3) 修了者の就業動態

主たる職種・業務について：回答した84名の免許取得状況は看護師84名、保健師24名、助産師4名である。就業動態は人事異動や転職、退職及び再就職などが見られるため、経歴で最も長く勤務した職務を主たる業務として分類した。その結果は看護関係47名(56%)、保健関係5名(6%)、看護教師9名(10.7%)、養護教諭16名(19%)及びその他7名(8.3%)である。看護教師については通算15年以上にわたり看護学校、大学及び高等学校で看護教諭として勤務した者とした。その他は薬種商、検査技師、医療関係事務職及び

退職後の専業主婦等と看護以外の業務に従事した者である。なお、全修了者のうち看護学校で教師としての教職経験者は38名(33%)である。

職位及び職歴について：職名及び職位は表3に示す通りである。「職位」は当該者の在職中に得た最後の上位職位の実人員を計上した。修了者の社会的役割を評価するため、看護の指導的役割を担った者の基準を県行政では課長級職、県立看護学校の副校長、国公立病院の副看護部長及び民間病院総婦長及び大学の助教授以上の職位にあった者とした。その結果は表3の通り23名である。職位は本庁行政のライン次長及び施設長を含む次長級以上の実人員は4名、県立看護学校長・参事監兼任及び次長級が各1名等である。県立病院は次長級の看護部長2名等である。その他、大学教育の教授(看護)及び民間立看護学校長各1名である。男女雇用機会均等法の制定を受けて本県も女性の管理者登用促進を図ってきたが、看護職者は他の県女性職員に比べて比較的、早い時期から高い管理者登用率を示してきている。⁹⁾「職歴」は23名が務めた全ての職務経歴を再掲した。教育では大学教授2名、看護学校長及び副校長職が8名、病院では看護部長職が13名等と看護行政を始め、教育や臨床現場で多くの者が指導者として本県の看護の基盤整備に関わっている。「退職後」は公務員など定年退職後の職歴の再掲である。養護教諭は単独勤務の関係上から昇任の機会に恵まれていない。

表3 職名(課長級職以上の職位・実数)と職歴

	職名(行政職位)	職位	職歴	退職後
県行政職	環境保健部参事監(部長級)	2	2	
	生活福祉部次長			1
	環境保健部参事(次長級)			1
	県・施設長(次長級)	1	2	
教育	保健・看護指導監、副参事(課長級)	5		
	病院管理局管理課副参事(課長級)	3		
	県立看護学校長(参事監兼任)	1	1	
	県立看護学校長(次長級)	1	3	
病院	県立看護学校長(課長級)		1	
	県立看護学校副校長(課長級)	2	4	
	県立看護学校副校長(課長補佐級)		5	
	県立病院看護部長(次長級)	2	2	
	県立病院看護部長(課長級)	3	6	
	県立病院・副看護部長(補佐級)	3	11	
教育	国立病院看護部長	2	2	
	国立病院副看護部長	1	4	
	民間立病院看護部長	3	3	3
	大学教授	1	1	1
教育	大学助教授			3
	民間立看護学校長	1	1	1
	計	23	58	8

注・ 職位は当該者の定年退職前最後の上位の職位を計上した(実数)
職歴は職位者の全ての職歴を再掲した
退職後は定年退職後の再就業である(再掲)
施設長は消費生活センター、厚生園である
県立看護学校はコザ、那覇、沖繩及び浦添看護学校である

2 琉大委託期間及び委託生の状況

1) 琉大委託状況

委託期間：1954年から1972年までの19年間である。
委託入学時期：看護学校入学前の者は1955年～1960年

の56名(45.5%)、看護学校卒業後の67名(54.5%)である。委託修了者の出身看護学校：コザ看護学校78名、那覇看護学校43名である。年度別の委託は1名から19名とばらつきがみられ、1956年から5年間は12名から19名であるがその後、減少している。1967年以降6年間にコザ看護学校からの委託は2年間のみである。委託生の内訳：委託制度開始から4年間は臨床現場の看護師から人選され、指導者の人材育成を目的として各2名(1955年は1名)を委託生として派遣している。委託開始2年目以降、1960年までの6年間は看護学校入学前の学生と卒業生(卒業年の委託生)及び既卒者からなり、1961年以降は卒業生のみである。入学前の委託生は、看護学校の選抜試験合格上位の者に対して琉大委託に関する説明を行って希望者を選出している。{面接時に琉大委託の話聞いた}{合格順位が委託予定数の枠内にある}等と云われたと回答している。看護学校卒業後の委託生は、教務会等で候補者を選び当該者に希望を確認した者及び個人的な希望者¹⁰⁾である。当時、琉球大学と提携して履修科目が大学単位として認定されたことから「委託修了者が卒業に際して学士の称号が得られるように、琉球大学選抜試験も受けさせて合格者の中から委託させた」とする記録¹¹⁾があるが、入学前の35名の中で琉大入試を受けたと回答した7名の中に前文の該当者、即ち、琉大入試を指示された者は2回生の1名のみである。看護学校と関係なく琉大に合格していた1名は、委託在学中にそのまま大学に残りたいか、否かの調査を受けたとしている。琉大委託に関する情報：「琉大委託に関する情報をどこから得たのか(複数回答)」は看護学校とする者66名、先輩及び看護学校は17名、その他職場の順である。入学前委託35名は面接試験の場で情報を得たとする者は30名、高等学校で聞いたと思うと回答した者は4名いるが、定かな記憶でないとしており、高等学校に対して委託制度に関する情報の広報は行われていないと見られる。また、1969年以降の卒業後の委託生8名のうち6名は知人や先輩と回答し、看護学校の学生への情報提供も希薄化し、関係者もある時期からは制度を意識していなかったとしている。

2) 琉大における所属学部、履修科目及び大學生生活

琉大における所属学部：所属学部は委託開始から4年間は臨床現場から派遣された既卒者の場合は教育学部教育学科、入学前の委託生は文理学部生物学科であるが、1958年以降は農家政学部家政学科となっている。履修科目：大学の科目履修規定により前期18単位、後期18単位で、履修科目は原則的に自由に選択しているが、1962年までは「看護学校から教育関係科目を選択するよう指示された」は35名、「自由に選択した」31名、「覚えていない」13名であるが、1963年以降の17名の中で覚えていない3名を除く14名は自由な選択としている。履修科目は入学前と既卒者及び卒業

生では多少異なっている。{卒業生は看護学校の既習科目を考慮した}としているが、入学前委託者の中には{看護学校の一般教養科目及び保健学科で幾つかの科目のだぶりが生じた}としている。因みに1954年から1967年迄の比較的正確に回答した15名の履修科目を列举すると、文学概論、国文学、文学、日本文学、教育心理、教育原理、教育課程、西洋教育史、心理学、青年心理、倫理学、哲学、哲学概論、論理学、音楽、英語講読Ⅰ、Ⅱ、英作文、英文法、英会話Ⅰ、Ⅱ、独語、仏語、体育講義Ⅰ、Ⅱ、体育実技Ⅰ、Ⅱ、化学、生物、生物概論、生物科学、動物学概論、物理学、数学、統計学、経済学、琉球史、世界史、憲法概論、法学、社会学、政治学、国際問題、国際法、生活美学、美術、人文地理、視聴覚教育、家政科指導法、栄養学、栄養化学、学校保健、精神衛生、公衆衛生学と多岐にわたる。

当初の科目登録に際しては、看護係(真玉橋ノブ氏)が引率し、大学側も好意的に受け付けているが、その後は{一般の大学生の登録後に行うため希望科目の履修が困難であった}とする回想もあり、大学側の変化が伺える。

3) 琉大委託入学の目的や意義の認識

琉大委託当時、委託の目的及び意義の認識(複数回答)は表4のとおりである。「沖縄の看護の人材育成として行われている」と認識した者は50名(59.5%)、「看護学校の期待も大きい」15名(17.9%)で計65名(77.4%)となり、多くの者は看護の人材育成として行われていたと認識している。しかし、「大學生生活を体験する機会であり特別な認識はなかった」は23名、「個人的な進学希望で大学への憧れとして捉えていた」17名の計40名(47.6%)となり、約半数の者は制度の目的に対する理解と自己の委託入学の目的認識とは必ずしも一致していない。

1950年代の48名と1960年以降の36名の目的や意義の認識は、前者の「個人的な進学希望で大学への憧れ」6.3%に対し後者は39%である。また「大學生生活を体験する機会と捉え、特別な認識はなかった」は前者の17%に対して1960年以降の者は42%となり、1950年代に比べて1960年以降の委託生の特徴は個人的希望が高く、人材育成とか、期待されている等の認識は低い。大學生生活は「有意義で楽しかったとする者」は61名(約73%)「劣等感及び期待はずれであった」とする者はそれぞれ9名(11%)である。

4) 琉大委託の経験が自身の生活に及ぼした影響

大学委託の体験が生活に及ぼした影響(複数・2つ解答)として3つのキーワード「委託経験の影響」「修了後の役割認識」「委託経歴に対する社会的評価」については表5の通りである。委託経験が日常生活に及ぼした影響：回答総数は139で「色々な意味で自己実現に役立ち、自分の人生にとってまあ影響してい

表4 琉大委託入学の目的・意義に対する認識

	入学前	(%)	卒業後	(%)	計
個人的な進学、大学への憧れとして捉えていた	5	12.0	12	17.4	17
大学を体験する機会であり特別な認識はない	11	27.0	12	17.4	23
沖縄の将来の看護の人材育成である	15	36.6	35	50.7	50
個人的意向もあるが看護学校の期待も大きい	8	19.5	7	10.1	15
分からない	2	4.9	3	4.4	5
人・計	41	100	69	100	110

る」は97名(69.8%)、「生活の中で特別に意識したことはない」30名(21.6%)、「影響はない」8.6%である。約70%の者は委託経験は人生に役立ち自己実現に影響していると感じている。

委託修了後の役割認識：修了後の認識は表5の通りである。回答総数は104で「役割を持たなければならぬと考え業務に貢献した」は44名(42.3%)である。「意識して役割を考えたことはない」は37名(35.6%)、「回りから役割が与えられた」22.1%である。委託修了に対する社会的評価：回答総数は108で「何らかの形で評価された」39名(36.1%)、「評価を考えたことはない」25%、「特別に評価されることはなかった」24%、「給与的にはマイナス評価」14.8%としている。入学前と卒業後の委託生の特徴は「何らかの形で評価された」については前者が少なく後者に多い。「特別評価される事はなかった」とする者は前者に多く後者が少ない。卒後の委託者のほうが経歴として評価されていると見られる。

表5 「琉大委託」が生活に及ぼした影響
委託経験が生活に影響したこと

	入学前	卒業後	計
自己実現に役立っている	14	32	46
自分の人生にまあまあ影響している	22	29	51
生活、仕事の中で特別な影響はない	9	3	12
生活の中で特別意識したことはない	13	17	30
計	58	81	139

委託修了に伴う役割認識

	入学前	卒業後	計
認識し業務の貢献に務めた	7	15	22
何か役割を持つべきと思った	8	14	22
回りから役割が与えられた	5	18	23
役割を考えたことはない	20	17	37
計	40	64	104

委託修了に対する社会的評価

	入学前	卒業後	計
何らかの形で評価された	8	31	39
特別評価されることはなかった	15	11	26
給与的にはマイナス評価である	12	4	16
評価を考えたことはない	15	12	27
計	50	58	108

5) 琉大委託制度の評価

委託制度の評価は表6、7の通りである。

委託制度を「評価する」64名(77.1%)「あまり評価しない」11名(13.3%)である。「分からない」と回答した7名(8.4%)は入学前及び1969年以降の委託生である。委託入学の時期に関係なく「高く評価する」理由は「大学で一般学生と交流して自由な気風の中で大学生活を過ごしたこと自体に意義を見出している。看護学校に比べて履修科目に選択の幅があり好きな科目を学べた、看護専門以外の知識を習得することで視野が広がり人生観、社会観に影響した」としている。また、「学校教育現場において大卒教諭等に対して大学生活を共有した体験から自信に繋がり、臆する事なく業務を推進できた、年を重ねるにつれ心の支えとなった」等である。「あまり評価しない」理由は、「制度の趣旨の理解が出来ておらず、就職や待遇等で恩恵がなく制度の意図が生かされていない」等である。「分からない」は、「学びたい人に道を開く事はよいが、送り出す側の大学での学びの意識づけ等の助言があれば目標が持てた」としている。

表6 委託制度の評価

	入学前	41.7	卒業後	58.3	計
高く評価している	7	11.7	21	16.3	28
評価している	13	15	23	21	36
あまり評価していない	7	4.6	4	6.4	11
評価していない	1				1
分からない	4	3	3	4	7
計	32	34.3	51	47.7	83

na1

3 琉球大学と看護教育の提携に関する評価

琉大と看護教育の提携がもたらした評価は表8の通りである。複数回答(5つ選択)の総数は360で最も多い回答は「看護教育の質的向上と看護指導者の育成」を合わせて136(37.8%)、次いで「地域社会、学生を含む琉大関係者、高校生を含む高校教師等に対する看護職の啓蒙普及」は82(22.8%)、3位は「看護者の看護に対するプライドに影響」47名(13%)、4位は「看護の社会評価に繋がった」40名(11.1%)、5位は「看護の行政的な評価、処遇改善」の30名(8.3%)である。

表7 委託制度に関する評価理由(自由記載)

1. 高く評価する理由: 卒業後の委託生

本土に無い素晴らしい制度であり、恩恵に浴した者は各分野で活躍貢献している / 多くの友人、教授に巡り会え社会観、人生観にプラスし人脈も増えた、昇任の機会にも恵まれた / 看護職が専門職になり得るためには高等教育は是非であり、看護者の教育を委託し将来大学教育を目標にした基盤整備の一端だったと考える。委託教育は看護教育の高等教育の前身と考える。看護教育は、優れた看護師によって行われるべきであるため / 専門知識以外の知識を習得することで現場の指導に効果代であった。ニーズに対しても良いケアの実践が出来たと思う / 当時の本土における看護教育の内容と比べるとカリキュラムは優れている / 制度は人材育成に大きく貢献した、委託修了者の多くは県内の看護教育、行政、保健医療などでリーダーとして活躍している / 看護教科以外の科目を一般学生と共に学び自己成長に役だった / 1年間は有意義であり、その後、進学にあたり琉大単位が認定され / 看護学生の指導、自分の育児に大きく影響した / 日常生活の上で大学生活の体験自体が無意識下で自信に繋がりを、自己成長に大きく影響し履歴的にも評価された。後の夜間の大学進学にも影響している / 看護学校に比較し大学はゆとりがあり、図書館などでの学習は看護教育や看護サーヒスにも役立てた / 好きな科目を学び自由な学生生活ができて心身が軽く楽しい毎日であった。プライドにプラスし視野の広がりに繋がった / 仕事をしていく上でプラスであった / 修了者は指導的立場の人が多く、制度が継続され今日の看護大学と良い連携が取ればなお良い / 教養課程を大学生と同じように履修したことで自信を持つことが出来た / 看護校を単に専門学校として見るのではなく大学と提携し看護学校を発展させた / 考えて行動するゆとりのない看護学校に比べ大学は自分で計画しやりたいことができ、人間として大きく成長する機会を得た / クラブ活動を通じて大学生と意見交換ができて自己啓発になり一部学生に看護職への理解がなされた / 大学キャンパスの自由な風が大きな体験であり幸せであり満足であった。自己責任で科目を選択し時間を組み立てる、本来学ぶとはこうあるべきだと感じた、この体験に支えられて医療現場における積極性に繋がった / 看護学校では得られない大学の中で志の異なる学生と交流でき、多様な考え方や意見交換ができ視野が広がった、履修科目も幅広く充実していた。看護師として自信にも繋がっている。今では多くの学生が制度を理解し利用したほうが良かったと思う / 全国的にも例のない制度で人材育成など視野に入れた構想をもち、修了者は看護の各分野で重要な役割を果たしている / 学問を理論的に考える態度が少し身についた / 人材育成

入学前の委託生: 環境が人を育てる、視野が広がり全てに意欲が湧いてきた / 養護教諭として学校現場で仕事をする上で、大卒の教諭と同様な体験を共有していることで自信があり、臆することなく職務を遂行できた / 人間形成と看護者の質の向上、リーダー育成に役立った / 看護界の人材育成に貢献した、日本には無い先進的な制度であった / 大学生活の一年でものの見方考え方が変わった / 戦後間もない1950年代に看護の人材育成と高い社会的地位づけを目指した / 視野が広がったが公衆衛生看護学校と琉大単位の重複があつた / 自発的に学習する場が無いのももの見方、考え方の基礎づくりとなり自己啓発の意味で非常に良かった。学ぶ楽しさが培われたと自負としているが、委託制度の課題や看護行政として活用 のあり方、継続性、フォローアップには疑問がある / 物事を考える上で自分自身に影響している / 看護教育で得られない教育の自由、素晴らしさを体験した。看護教育を客観視することで本質的なことが見えた / 大学が無かった頃の沖縄の委託制度は看護の社会的な地位向上にも影響している。大学は自由な雰囲気 で多くの出会いがあり、貴重な体験で学ぶ意欲が養われた。就職後は大学卒と認められ、看護の専門家として意識を高め医療とは異質な学校教育の中で各職種を理解し対等にプライドをもって自信にも繋がった / 大学生活の経験ができたこと自体が大きな収穫で視野の広がり、自己の力量形成に良かった。年を重ねるにつれ心の支えとなった / 医療分野を広く捉えることができた。

2.あまり評価しない理由

卒業後の委託生：最終目標が達成できなかった。琉大創設期に編入制度があり目的通り活用されていたら、今日の看護大学も違っていたと思う / 1年間は短く雰囲気慣れるのに必死で回りを見るゆとりが無かった。

入学前の委託生：就職や待遇でメリットがなかった / 委託時制度の趣旨について何も理解していなかった、その後の人生に影響を及ぼしていない / 制度の趣旨が充分活かされていない点で残念である / 就職に関して特に影響もなかった / 1年では短いあと1年もあれば自主的な学習の場の意識も高まった、教養科目を学んだが身にいたのか？就職後は何も恩典がない / 養護教諭は地位や処遇に影響がなく自己満足の気がする。

3.評価は分からない

入学前と卒後では目的に違いがある / 学びたい人に道を開くことは良いが、送り出す側の大学での学びの意識づけ等の助言があれば目標が持てた / 自分の学びにはなったが就職後変わったことはない。

4 米国人看護指導者が沖縄の看護に及ぼした影響について

米国人看護指導者が沖縄の看護に及ぼした影響については表9の通りである。複数回答(5つ)総数は404で、最も多い回答は{看護教育の基盤整備及び看護指導者の人材育成}の150(37.1%)、次いで{看護専門職としての意識改革及び看護職者としてのプライド}102(25.4%)である。3位は{看護の社会的な地位向上}の66名(16.3%)、4位は{看護の行政評価を高めた、処遇改善}29名(7.2%)、5位は{住民の健康増進や安全な看護に貢献}24名(6%)となり、{医師等医療関係者の看護の理解に貢献}は5.5%である。

IV 考察

琉大委託制度が沖縄の看護にもたらしたもの：

看護関係者の琉大委託は大学の規定に基づいて1954年に開始したが、琉大委託事業に関する公文的な文書等の有無及び存在は不明である。筆者自身も看護教育行政(4年間)及び看護学校(13年間)勤務において

も探し出せなかった。従って制度の目的、計画や大学との協議経過及び大学の意向等に関し分からないことも多い。しかし、戦後、沖縄の看護の基礎を築いた指導者の多くの発言、記録及び委託制度を看護の人材育成と認識した者が約77%に及びこと、更に、布令162号の改正で1956年に看護教師の資格を「大学の教授法及び一般教育の課程を1年履修した者」と規定¹²⁾している。よって琉大委託制度が看護指導者の人材育成を目的としたことは論を待たない史実であると言えよう。

琉大委託制度の経緯は、琉球政府時代の看護教育開始の際、USCARの看護指導者・ワニタ・ワターワース(Juanita Watterworth)等¹³⁾の強力な指導で琉球大学と提携した教育実現している。琉球大学は当時、住民の大学設立への世論を受け、米国陸軍軍政府が戦後沖縄の復興は教育の振興を図る目的で開学し¹⁴⁾、ミシガン大学の教授陣が普及部に所属して大学の指導援助に当たっている¹⁵⁾。大学は当時の沖縄の状況から普及部を設置し、大学人としての社会的役割を担うべく大学の教育拡張として大学講座を開放し、特に、教育職員に研修の機会を与え、資質と資格の向上を図って

表8 大学と看護学校の教育の提携に関する評価 (複数回答)

質問事項	人員	割合%
1 看護教育の質的向上	69	19.2%
2 看護指導者の人材育成	67	18.6%
3 看護者の看護に対するプライドに影響	47	13.1%
4 看護の社会的評価に繋がった	40	11.1%
5 琉大関係者に看護に対する啓蒙になった	28	7.8%
6 医師、看護関係者の看護の理解が高まった	20	5.6%
7 看護の処遇改善に繋がった	18	5.0%
8 琉大学生に対し看護の啓蒙普及	18	5.0%
9 地域社会に対する看護の啓蒙普及	17	4.7%
10 高校生に看護学校の良いイメージ化	12	3.3%
11 行政の中で看護の評価②繋がった	12	3.3%
12 高校教師に対する看護の啓蒙普及	7	1.9%
13 分からない	5	1.4%
計	360	100.0%

表9 米国人看護指導者の及ぼした影響について (複数回答)

質問事項	人員	割合%
1 看護教育の基盤整備	77	19.1%
2 看護指導者の人材育成	73	18.1%
3 看護の社会的な地位向上	66	16.3%
4 看護の専門職としての意識改革	65	16.1%
5 看護職者自身の看護者としてのプライド	37	9.2%
6 行政の中で看護の評価を高めた	25	6.2%
7 医師等医療関係者の看護の理解を高めた	22	5.4%
8 住民の健康増進に貢献	14	3.5%
9 患者の完全な看護に貢献	10	2.5%
10 地域社会に対して看護の啓蒙普及	7	1.7%
11 看護職の処遇改善	4	1.0%
12 高校教師に対する看護のイメージアップ	2	0.5%
13 分からない	2	0.5%
計	404	

いる¹⁶⁾。この状況から当然の成り行きとして琉球大学を看護の人材育成機関として位置づけたと考える。当時、マッカーサーは沖縄人の日本留学を望んでいなかった¹⁷⁾とされ、米国の占領下にあった特殊事情も影響したと考えるが、それにも増して米国の大学で看護学を修めた若い看護指導者達が専門職の人材育成を琉球大学に求めたのは、米国同様、幅広い知識を習得させて質の高い指導者層の育成を図ったと考える。委託開始当初の4年間の選考は、臨床現場から人選した看護師を公費で派遣している。委託生の琉大入学は看護学校の入学前と卒業後の者に分かれるが、1961年以降は入学前委託を取りやめ卒業生のみを推薦している。これは委託生の送り出しにあたり「看護を知らない入学前に将来よい看護師になれる適性者の人選が難しい」¹⁸⁾と述べられていることを裏付けている。年度別に見ると委託数にばらつきがみられ計画的とはいえないが、結果、1954年から沖縄の本土復帰までの19年間で123名の修了者を輩出している。

委託制度は1972年まで継続したが、看護の人材育成を目指した制度の有効活用は、開始当初に比べて時代と共に形骸化が生じている。このことは、1960年以降は委託目的や意義に対する認識が「人材育成や学校から期待されている」から「個人的憧れとして大学生活を体験する機会として捉えた」の傾向が高いこと。委託に関する情報提供は1965年頃より学校からの紹介が少なく知人や先輩の情報が多いこと、当時の教育関係者も「次第に重要視せず希望者が居れば行かせた」と証言している¹⁹⁾。履修科目も1962年までは、教育関係科目の選択を指示された者が多いが、1963年以降は覚えていない者を除く全員が自由に選択している。制度評価で「あまり評価しない」者は「制度の意図が充分生かされていない点」を挙げ、「分からない」の者は「学びたい人に道を開く事は良いが、送り出す側の大学での学びの意識づけ、アドバイスがあれば学ぶ目標が持てた」としている。

看護学校が制度を重視しなくなった要因は、時代と共に厚生省の看護教員認定講習等による指導者確保が促進されると共に、全国的な研修機会が増え、学校側に琉大で人材育成する公的な意味合いを持つ目的意識が薄れ始めたと推測する。更に、沖縄の看護界に強い影響力を持った米国人看護指導者ワニタ・ウォーターワースが1960年6月に帰国し²⁰⁾、その影響力がなくなり制度の形骸化の加速に繋がったことも否めないと思う。以上のことから看護教育行政が人材育成を目的とした、琉大委託制度が有効に機能した期間は1960年までの約10年間といえよう。

琉大委託制度の目的達成については修了者の職歴に示すように、看護職に就いた多くの者は看護行政、教育、及び臨床現場において指導管理的な役割を果たして、本県の看護の基盤整備に貢献している。因みに、職位は表3に示すとおり12名が行政職の課長級以上で、その内、

部長級3名、次長級4名である。看護職の管理者登用は他の女性行政職より早い時期から起用され、²¹⁾行政の中で評価されたことは、看護の地位向上に繋がっていると見なされよう。

委託修了者個人に与えた影響：楽しく充実した大学生生活を体験した者は約73%で、人生に影響し自己実現に役立ったと回答した者は70%で積極的な評価である。看護学校では体験出来ない大学生活の経験自体が大きな収穫であり、幅広く科目を履修できて視野が広がり、科目選択等から自主裁量権を得た自由な大学の雰囲気の中で真の学びを実感している。学校教育現場の養護教諭は、同じ大学生生活を体験し共通科目を履修した思いが自信となり、心の支えとなり臆することなく仕事を推進できた、もつと多くの学生が学んでほしかった等と委託経験から受けた影響は多様である。委託修了者としての役割認識は64%の者は何らかの役割を認識して業務を務めている。

委託経歴に対する社会的評価は、県立病院においては行政が制度を理解して一時、給与の調整を行うなど公的に評価している²²⁾。一方、養護教諭は単独職種の関係から昇級の機会も少なく、同期生に比べて就職が遅れた分の給与が低いとされ、卒業後の職種によって評価が異なっている。

米国人看護指導者の本県の看護に及ぼした影響：米国人看護指導者のリーダーシップが本県の看護に最も影響したと評価しているのは、「沖縄の看護の基盤整備及び人材育成による質の向上を図るなどの看護環境の整備」である。次いで「看護者自身の専門職者としての意識改革、プライドに良い影響を及ぼし、高い看護の理念をもって看護者としての自信と誇りに繋がった」である。このように、看護の社会的地位の低い時代に、アメリカで大学教育を受けた米国人看護指導者の存在自体が医療や看護及び関係者に大きな影響を与えている。看護は科学でありアートであると説き、新看護技術を指導する様は看護学生や看護者の自己啓発を促し、教育体制を大学と提携する等の革新的な取り組みは地域社会に対する看護の啓蒙普及、看護の社会的地位の向上に多大な影響を及ぼしたと考える。

V 結論

本制度は戦後、本県の看護教育が我が国の施政権から分離された状況の中で、USCARの米国人看護指導者の強力な指導で開始された。教育の特徴は大学と提携した教育体制を有し、我が国の看護教育史の中でも特異であり革新的といえる。提携の1つ、琉大委託制度は沖縄の看護教育の開始にあたり人材育成を目的としている。半世紀前、看護職者自身も医療関係者も、一般社会においても看護が狭義の概念で捉えられていた年代に、看護の人材育成機関を四年制一般大学に位置づけた意義は、看護の概念枠を広げて看護を捉える意味からも極めて大きいと言えよう。委託制度は19年間継続して123名を輩出

し、90%以上の者が看護行政、教育、臨床看護、学校保健の領域で活躍している。その多くは指導者として活躍し、戦後沖縄の看護の質向上及び社会的地位の向上に多大な貢献を成し得ている。看護の基礎整備期にあった制度開始当初は、修了直後から指導者として位置づけられ、回りもその果たす役割に期待を寄せ、修了者自身も強い役割認識をもっている。しかし、1960年代に入ると公的な人材育成制度として有効な活用とは言い難く形骸化が見られる。また、それまで強い指導力を持った米国人看護指導者の帰国でその影響力がなくなり、制度の形骸化が加速したことから、琉大委託制度が公的に人材育成を目的として機能した期間は約10年といえよう。形骸化の要因は看護教育課程が実質的に本土化され、厚生省が看護教員として認定する講習受講が必須とされ、看護学校においては看護教師の確保等の環境整備が進み、大学に頼る必要性が薄れたことは否めない事実であろう。

我が国においては1990年代に入り看護の大学教育化が急速に進展し、看護の理念追求が求められると共に、広く大学の開放が進められている。このような情勢から琉大委託制度を振り返ると、全国で唯一、高等教育機関と連携した看護教育体制を有する恵まれた教育環境を広く高等学校等へも公報し、制度の有効活用が計られていたならば更なる指導者層の育成に繋がったと考える。しかしながら、修了者の多くが各看護領域において指導管理的な立場から沖縄の看護の基盤整備に務め、看護の質並びに社会的地位の向上に貢献した事実はこれらを補い余るものがあると評価したい。また、調査結果から従来の委託制度に関する記述の検証とその一部について修正を行うことができた。

謝辞

現時点においては本調査に関する公的文書の入手が困難なため、与儀千代子氏並びに大城芳枝氏には度々の問い合わせや面談で貴重な情報をいただきました。併せてご回答くださいました方々にも度重なる確認や情報収集に快くご協力を頂き、衷心より厚く感謝を申しあげます。

注文、参考文献

- 1) 日本看護協会沖縄県支部：沖縄の看護協会30年、p472、若夏社、1984
- 2) 大嶺千枝子、仲里幸子：戦後沖縄における看護教育の特異性に関する研究、p16～33、日本看護歴史学会誌第15号、2002.3
- 3) 与儀千代子（第1回委託生及びコザ看護学校教諭1955-1956、1956～1965那覇看護学校）大城芳枝（那覇看護学校教諭1956-1968、1956-1975）、当山良子（1956年第3回委託）、許田英子、高良弘子（1957年委託生）
- 4) 沖縄県立コザ看護学校：コザ看護学校の45年-閉校

- にあたって、P252-255、1991
- 5) 沖縄県立那覇看護学校：閉校記念誌、p430-431、1991
 - 6) 琉球大学：学生便覧、p12、p28～29、1954
 - 7) 与儀千代子の証言：環境保健部医務課看護係長1966年から1974年
 - 8) 金城安子-1955年、第2回入学前委託生の証言
 - 9) 沖縄県総務部知事公室男女共同参画室：男女共同参画行政の概要、p45、2002.
 - 10) 与儀千代子及び大城芳枝の証言
 - 11) 日本看護協会沖縄県支部：沖縄の看護協会30年、p57-79、若夏社、1984
 - 12) 看護学校及び免許に関する布令162号（1956年10月19日）、改正第1号-1959年4月1日、第3条、免許、A・看護学校 3「～看護教師は現代の3年制看護学校を卒業し、大学の教授法又は一般教育の課程を1年、看護教育、公衆衛生看護又は助産看護などの専門課程を1年履修した者であればその資格がある者とみなす。」
 - 13) 当時のUSCARの米国人看護指導者はワニタワータワース（沖縄滞在年1950～1960）、ジヨセフィン H ケーザー（1950～1952）、エリザベス ランディーン（1950～1952）の3人であるがワニタワータワースはチームリーダーとして活躍した。
 - 14) 琉球大学：十周年記念誌、p13、城野印刷所、1961
 - 15) 琉球大学：10周年記念誌、p116-118、城野印刷所、1961
 - 16) 琉球大学普及部：琉球教育史-普及業書第2号-前泊朝雄、p121-123、沖縄印刷所、1952
 - 17) 沖原豊：沖縄の教育、p1-42、第1法規、1972
 - 18) 日本看護協会沖縄県支部：沖縄の看護協会30年、p57-79、若夏社、1984
 - 19) 大城芳枝（那覇看護学校教諭1956-1968、1956-1975）の証言
 - 20) 日本看護協会沖縄県支部：沖縄の看護協会30年、p386、若夏社、1984
 - 21) 1986年、委託第4回生の看護学校長就任・看護職者の学校長は全国的にも先進県となった。1991年、委託第3回生の生活福祉部次長及び1994年環境保健部参事監就任は県行政の中で初めての女性によるライン次長であり、参事監（部長級）である。
 - 22) 琉大委託のために就職が遅れ、同級生との給与調整のために採られたとする表彰事例（1958年度委託生の場合）「行政職員表彰規定第2条第2号によりこれを表彰する。1961年4月1日 行政主席 大田政作。」このような調整が何時まで行われたかは不明である。

Nursing Education given by the University of the Ryukyus on Behalf of the Governmental School of Nursing : An Examination of the System, Its effects and Significance

Omine Chieko¹⁾ , P.H.N., L.L.B.¹⁾

Background: A major feature of the nursing education given by the government of the Ryukyus is the one carried out under the contract with the University of the Ryukyus. The purpose of the program was to give education for a period of one year to the future leaders in nursing. Our records show that between 1954 and 1972, 121 students attended and finished the program. Apparently no follow up studies or surveys of any kind seem to have been done with regard to this particular program.

Purpose: By clarifying the roles that those graduates played in the way of contributing to the advancement of nursing in Okinawa we would like to assess the significance of the government sanctioned education carried out by the University of the Ryukyus. Due to the paucity of the official records relating to the program, we would primarily rely upon the oral or written records of the memory of the participants left by them, thereby contributing to the reconstruction of the partial picture of the history of nursing in Okinawa.

Design: Questionnaires were distributed to the graduates of the program. Through these survey and analysis of these, we would like to arrive at gaining as much objective view of the program as possible.

Results: The program terminated as of 1972 when the reversion the Okinawan administration to the mainland Japan took place. More than 90% of the graduate of the program pursued their career as professional nurses. 33% of them also had a teaching experience in the area of nursing. Many of the graduate were found to have gone into nursing administration, education, assuming leadership roles. Many of them also voiced their positive view toward the program. After 1960th the way the nursing leaders were recruited underwent drastic change thereby the importance of the program itself tended to have been minimally recognized. If the policy of further nurturing of the program were adopted at the time, the effect of the program would have been greater. Nonetheless, the overall effect of the program was considered to be strong enough to enhance the quality of not only nursing but social life in Okinawa as well.

Keyword: features of nursing education carried out by the government of the Ryukyus, extension of the Univ. of the Ryukyus, nature of the government sanctioned program, graduates's roles and contribution, evaluation

1) Okinawa Prefectural College of Nursing